

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

コーポレート・ガバナンスが有効に機能することが求められるなか、経営環境の変化に速やかに対応するため、意思決定の迅速化、透明性、公平性の維持を最優先することを念頭においております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率 更新 10%以上20%未満

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	1,709,100	8.42
荒川化学従業員持株会	1,191,686	5.87
株式会社三菱東京UFJ銀行	940,800	4.63
荒川壽正	584,254	2.88
三菱化学株式会社	406,080	2.00
株式会社みずほ銀行	397,080	1.96
株式会社三井住友銀行	396,480	1.95
荒川彦二	380,441	1.87
CBNY DFA INTL SMALL CAP VALUE PORTFOLIO	370,300	1.82
王子ホールディングス株式会社	345,600	1.70

支配株主(親会社を除く)の有無 ———

親会社の有無 なし

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分 東京 第一部

決算期 3 月

業種 化学

直前事業年度末における(連結)従業員数 1000人以上

直前事業年度における(連結)売上高 100億円以上1000億円未満

直前事業年度末における連結子会社数 10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態 監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数 15 名

定款上の取締役の任期 1 年

取締役会の議長 社長

取締役の人数 11 名

社外取締役の選任状況 選任している

社外取締役の人数 1 名

社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 1 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k

※ 会社との関係についての選択項目
 ※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
 ※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
 a 上場会社又はその子会社の業務執行者
 b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
 c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
 d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
 e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
 f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
 g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
 h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
 i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
 j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
 k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
中西 隆夫	○	——	企業経営にかかる豊富な経験と高い見識を経営に活かされることを期待しているため ＜独立役員指定理由＞ 独立役員の属性として、取引所が規定する項目に該当するものではなく、一般株主と利益相反の恐れがないため

指名委員会又は報酬委員会に相当する
任意の委員会の有無 更新 なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無 設置している

定款上の監査役の員数 5 名

監査役の人数 4 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

当社の監査役と会計監査人の連携状況は以下のとおりです。

1. 監査役および監査役会は、会計監査人と定期的に会合をもつなど、緊密な連係を保ち、積極的に意見および情報の交換を行い、効率的な監査を実施するよう努めております。
 2. 監査役および監査役会は、会計監査人から監査計画の概要を受領し、会計監査人が把握した内部統制システムの状況、リスクの評価および監査重点項目等について説明を受け、意見交換を行っております。
 3. 監査役は、必要に応じて会計監査人の往査および監査講評に立ち会うほか、会計監査人に対し監査の実施経過について、適宜報告を求めるようにしております。
 4. 会計監査人から取締役の職務遂行に関して不正の行為、または法令もしくは定款に違反する重大な事実がある旨の報告を監査役会において受けた場合には、審議のうえ、監査役は、必要な調査を行い、取締役に対して助言または勧告を行うなど、必要な措置を講じるようにいたします。
- 当社の監査役と内部監査部門の連携状況は以下のとおりです。
1. 監査役は、会社の業務および財産の状況の調査その他の監査職務の遂行にあたり、内部監査部門等と緊密な連係を保ち、効率的な監査を実施するよう努めております。
 2. 監査役は、内部監査部門等に対して、内部統制システムにかかわる状況とその監査結果の報告を求めています。
 3. 監査役は、必要に応じ、内部監査部門等に対して調査を求めています。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	0 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
岩城 本臣	弁護士										○			
浅井 正士	他の会社の出身者										△			

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与

c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

d 上場会社の親会社の監査役

e 上場会社の兄弟会社の業務執行者

f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
岩城 本臣		_____	弁護士という専門的視点からの知見や豊富な経験と高い見識を監査に活かされることを期待しているため
浅井 正士		_____	企業経営にかかる豊富な経験と高い見識を監査に活かされることを期待しているため

【独立役員関係】

独立役員の人数	1 名
---------	-----

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストックオプション制度の導入
---------------------------	----------------

該当項目に関する補足説明

第3次中期経営計画の業績目標を達成すべく、役職員の責任と業績達成時のインセンティブを明確にすることを目的として、有償にてストック・オプションを付与しております。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役、従業員、子会社の取締役、子会社の従業員
-----------------	---------------------------

該当項目に関する補足説明

全社一丸となって第3次中期経営計画の業績目標を達成すべく、当社取締役および従業員ならびに当社子会社の取締役および従業員に対し、有償にてストック・オプションを付与しております。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明 更新

2014年度における当社の取締役に対する役員報酬総額は、238百万円、監査役に対する監査役報酬総額は、38百万円(うち社外監査役は9百万円)となっております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
----------------------	----

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社の取締役報酬は、月額報酬による固定部分と業績等に応じて変動する賞与で構成しており、平成19年6月21日開催の第77期定時株主総会の決議により承認された報酬限度額の範囲内で支給しております。現在の報酬限度額は、取締役の報酬額を年額450百万円以内、監査役の報酬額を年額100百万円以内としております。また、取締役および監査役に対する退職慰労金制度は、平成19年6月21日開催の第77期定時株主総会終結の時をもって廃止いたしました。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

当社の社外取締役へのサポート体制は、取締役会および経営会議の開催にあたっては、取締役会事務局および経営会議事務局が事前に資料を配付し、重要な議案について必要に応じ適宜説明を行なっております。また、社外監査役へのサポート体制は、常勤監査役(2名)が主にその任に当たっております。監査の実効性を高め、かつ監査職務を円滑に遂行するため、常勤監査役は、重要な議案について必要に応じ適宜説明を行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

- (1) 現状の体制の概要
 - ・当社は、監査役制度を採用しており、経営の監督と執行の分離を意識した体制としております。
 - (2) 業務執行
 - ・意思決定・監督機関である取締役会は、当事業に精通した取締役と、独立性の高い社外取締役で構成しており、会社全体の経営課題について討議、審議、決議しております。また、取締役および各部門長で構成される経営会議を毎月定期的に招集し、業務執行機関として事業運営の効率化をはかっております。
 - (3) 監査・監督
 - ・監査役会は、社外監査役(非常勤)2名、監査役(常勤)2名で構成されております。監査役は取締役会、経営会議にはすべて出席し、さらに社内の重要な会議にも積極的に参加しており、取締役の職務執行を十分に監視できる体制となっております。また、監査役は、重要な議案について担当取締役および重要な使用人から十分な報告を受けるとともに、代表取締役との面談を四半期毎に実施しております。
 - ・リスク・コンプライアンス委員会の下部組織として内部統制構築専門委員会を設置し、内部統制評価を行っております。その活動におきまして、監査役との情報交換を図り、監査役の機能強化および内部統制評価の機能強化を図っております。
 - (4) 監査の状況
 - ・監査室(2名)により、定期的および随時必要な内部監査を実施しており、その結果は、代表取締役に報告され、被監査部署に業務改善の提言・勧告をしています。
 - ・会計監査は、新日本有限責任監査法人と監査契約を締結し、公正不偏な立場による監査が実施されております。
- 指定有限責任社員 業務執行社員 西原健二
指定有限責任社員 業務執行社員 井上正彦

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、企業経営全般の高い知見を有する社外取締役を1名選任しております。これにより、経営監督の実効性と意思決定の透明性を向上させ、コーポレート・ガバナンスの一層の強化を期待するものです。意思決定の迅速化、透明性、公平性の維持を最優先することを念頭にコーポレート・ガバナンスの向上に引き続き取り組んでまいります。

Ⅲ株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	2015年の株主総会の招集通知は法律上要求される2週間前より早い、6月1日に発送いたしました。
集中日を回避した株主総会の設定	2014年の株主総会は6月19日、また2015年の株主総会も6月18日に開催するなど、集中日を回避した開催日を設定しております。
その他	当社ホームページに招集通知を掲載しております。株主総会においては、スライドを用いて事業報告等の分かり易い説明に努めております。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
個人投資家向けに定期的説明会を開催	定期的に個人投資家説明会を開催しております。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	年間2回(決算説明会および中間決算説明会)のアナリスト・機関投資家向け説明会を開催しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	IRに関するURL http://www.arakawachem.co.jp/ir/ 。業績ハイライト、決算短信、決算説明会資料、第3次中期経営計画資料、プレスリリース、報告書、株主総会に関する通知、有価証券報告書、IRカレンダーを掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	IR担当部署は、経営企画室です。 IR担当役員は、取締役経営企画室長延廣徹です。 IR事務連絡責任者は、経営企画室佐伯直人です。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	・当社は、「個性を伸ばし技術とサービスでみんなの夢を実現する」の経営理念のもと、「つなぐを化学する SPECIALITY CHEMICAL PARTNER」をビジョンとして、株主、取引先、社員および社会に貢献して企業価値を高めていくことを経営の基本方針としております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	・環境への取り組みとして、ISO14001の認証の取得をはじめ、品質環境保安室が環境・社会報告書を作成し、ホームページへの掲載および冊子の配布により環境保全活動を公開しております。 ・「製品の開発から廃棄に至るまでの環境、安全、健康を確保し、地球環境と調和する事業活動を行なう」を環境保安基本方針とし、「環境保全」、「生物多様性の確保」、「安全・健康の確保」等を目指した環境保安行動指針を定めております。 ・地球にやさしい事業活動について「グリーン規定」を定め、社会的責任としての環境負荷低減に対する取り組みを推進しております。

IV 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

基本方針

当社は、経営環境の変化に適切且つ速やかに対応するため、意思決定の迅速化、透明性、公平性の維持を最優先することを念頭に置くとともに、コーポレート・ガバナンスが有効に機能することを目的として、会社法が求める当社および当社グループ関係会社が業務を適正かつ効率的に運営していくことを確保する体制および金融商品取引法が求める財務報告の適正性を確保するための体制を以下のとおり定める。

- 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
当社は、取締役の職務の執行状況を明確にするため、文書管理規定等に定めた職務執行の状況に係る情報の文書化、文書の重要度に応じた保存および管理に関する体制を整備、構築し、その有効性を継続的に評価する。
- 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
(1) 当社は、事業目的を阻害するさまざまなリスクの発生を未然に防止するとともに、リスクが顕在化した場合、損害の拡大防止や当社の社会的信用の維持を図るため、リスク・コンプライアンス委員会規定に基づき、リスク・コンプライアンス委員会を取締役会の下部組織として設置する。
(2) 当社は、生産・営業・研究・管理部門等の多角的検討により策定した規定に基づく業務執行に係るリスクの発生を未然に防止するための体制を整備、構築し、その有効性を継続的に評価する。
(3) 当社は、監査室および品質環境保安室が各部門のリスク管理の状況を監査し、その結果を定期的に取締役会に報告し、取締役会は必要に応じて対処する。
(4) 当社は、リスクが顕在化した危機に際しては、事業継続を実現することを目的に、危機管理規定、危機管理マニュアルに基づき適切に対処する。
- 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
当社は、取締役の職務の執行が効率的に行われるようにするため、取締役会において各取締役に担当職務を委嘱し、取締役および各部門長で構成される経営会議、事業部門会議を毎月定期的に招集するなど事業運営の効率化を図るとともに、取締役会が意思決定および監督機関として、経営会議、事業部門会議の審議や討議の結果を踏まえ、会社全体の経営課題について決議を行う体制を整備、構築する。
- 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
(1) 当社は、法令および定款の遵守の重要性に鑑み、コンプライアンス綱領、コンプライアンス倫理綱領「迷ったら」、コンプライアンス行動マニュアルその他必要な規定を策定し、取締役および当社グループで業務に従事する者に対する周知徹底、定期的な研修を実施する体制を整備、構築する。
(2) 当社は、事業部門から独立した監査室が内部監査規定に基づき各部門の業務組織の運営状態ならびに資産の実態を調査するとともに、リスク・コンプライアンス委員会が法令遵守、倫理の遵守等コンプライアンス体制の管理を行う体制を整備、構築する。
(3) 当社は、コンプライアンス上の問題が生じた場合に、当社グループで業務に従事する者が直接情報提供を行う通報窓口として、リスク・コンプライアンスホットラインを設置する。
- 株式会社ならびにその親会社および子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制
当社は、当社グループにおける業務の適正を確保するために、関係会社管理規定その他必要な規定を策定するとともに、関係会社に対しても内部監査規定、内部監査要項等に基づき必要な監査を実施する。また、特に、当社コンプライアンス綱領、コンプライアンス倫理綱領「迷ったら」、コンプライアンス行動マニュアルについては、当社グループで業務に従事する者すべてに周知徹底する。
(1) 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当該株式会社への報告に関する体制
当社の関係会社管理規定に基づき、当社グループ関係会社の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制を整備、構築する。
(2) 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
当社のリスク・コンプライアンス委員会が、当社グループ関係会社の事業目的を阻害するさまざまなリスクの発生を未然に防止するとともに、リスクが顕在化した場合、損害の拡大防止や当社グループの社会的信用の維持を図るため、当社グループ関係会社とともに適切な対処を行う体制を整備、構築する。
(3) 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
当社の関係会社管理規定に基づき、当社グループ関係会社の取締役の職務の執行が効率的に行われる体制を整備、構築する。
(4) 子会社の取締役等および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
当社グループは、コンプライアンス綱領、コンプライアンス倫理綱領「迷ったら」、コンプライアンス行動マニュアルその他必要な規定を、当社グループ関係会社の取締役および業務に従事する者に対し周知徹底する体制を整備、構築する。
- 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
当社は、監査役から補助使用人の設置の要請があった場合には、監査役と十分な協議の上、必要な対処を行う。
- 監査役を補助すべき使用人の当該監査役設置会社の取締役からの独立性に関する事項
監査役を補助すべき使用人を置いた場合には、補助使用人の人事異動についてあらかじめ監査役の意見を聴取し、その意見を十分に尊重する等、補助使用人の取締役からの独立性を確保する。
- 当該監査役設置会社の監査役の職務を補助すべき使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
監査役を補助すべき使用人を置いた場合には、監査役の意見を十分に尊重した対応等により、補助使用人が監査役の指示を確実に実行できる体制を構築する。
- 監査役への報告に関する体制
(1) 取締役および使用人が監査役に報告をするための体制
取締役および当社で業務に従事する者が、会社に着しい損害をおよぼすおそれのある事実があることを発見した場合に、直ちに監査役に報告する体制および監査役が取締役会のみならず経営会議、事業部門会議等に出席し、当社における重要な意思決定の過程や業務執行状況について十分な報告を受けられる体制ならびにリスク・コンプライアンスホットラインに通報された事項をすみやかに監査役に報告する体制を構築する。
(2) 子会社の取締役等またはこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告するための体制
当社グループ関係会社の取締役等が、関係会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見した場合に、関係会社管理責任者等から直ちに当社監査役に報告する体制および当社監査役が、往査等により関係会社における重要な意思決定の過程や業務執行状況について十分な報告を受けられる体制ならびにリスク・コンプライアンスホットラインに通報された事項をすみやかに当社監査役に報告する体制を構築する。
- 監査役への報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
当社は、リスク・コンプライアンスホットライン制度その他の規定に基づき、前号の報告をした者を保護する。
- 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
当社は、監査役の職務の執行について生ずる費用は、監査役の意見を聴取しその意見を十分に尊重する等協議の上、関連規定を整備し当該職務の執行に係る費用を適切に確保し処理する。
- 監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
当社は、監査役会規則および監査役監査基準その他の規定に基づき、監査役および監査役会が代表取締役と、当社が対処すべき課題、監査役監査の環境整備の状況、監査上の重要課題等について定期的に会合をもち意見交換をすることにより相互認識を深めるなど監査の実効性が確保される体制を整備、構築する。
- 財務報告の適正性を確保するための体制
当社は、財務報告の適正性を確保するために必要な業務の体制を整備、構築し、その有効性を継続的に評価する。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

1 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力・団体に対し、毅然とした態度でのぞみ、一切の関係を拒否することを基本方針としております。

2 反社会的勢力排除に向けた整備状況

総務部門が警察や顧問弁護士と連携し、反社会的勢力に関する情報の収集および管理を行っております。また、リスク・コンプライアンス委員会が教育と啓発活動を通じ基本方針の周知徹底を図り、コンプライアンス行動マニュアルに、「反社会的勢力とは関係を拒否します。」と行動基準を定めております。

V その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし
-------------	----

該当項目に関する補足説明

当社は、買収防衛策の導入の予定はありません。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

(1) 内部統制システムの概要を含むコーポレート・ガバナンス体制についての模式図は、【添付資料1】をご参照ください。

(2) 適時開示体制の概要

当社の会社情報の適時開示に係る社内体制の状況は、以下のとおりです。

投資者の投資判断に重要な影響を与える事実や決算情報等を把握・管理し、適時・適切に開示するため、当社は、【添付資料2】の模式図に示しました開示体制をもって誠実に遂行しております。

1. 決定事実

経営企画室が取締役会と密接に連携し把握・管理しております。

2. 発生事実

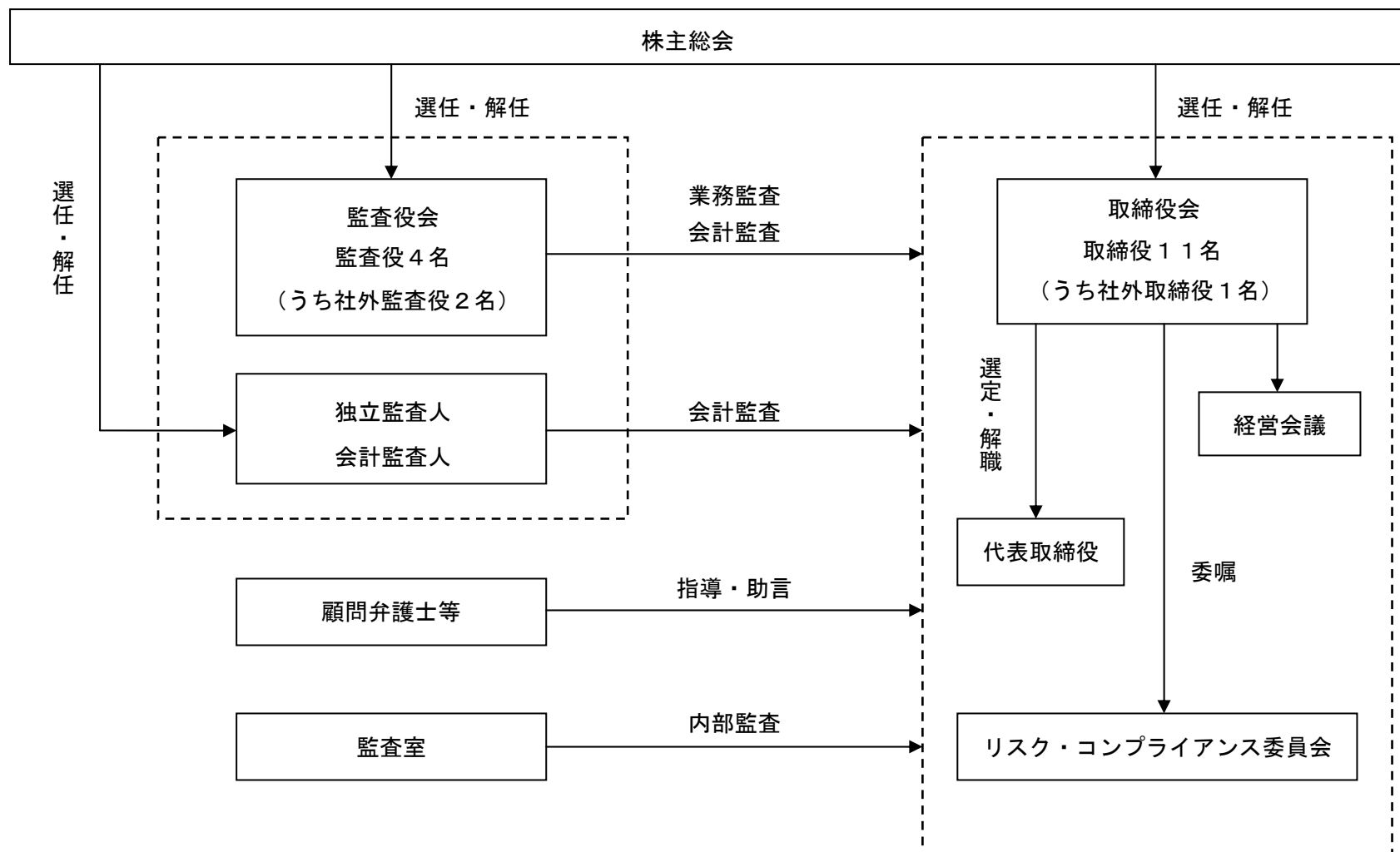
内部情報管理規定に基づき、直ちに総務部長に通知されます。また、当社は三菱UFJ信託銀行株式会社に株式事務を委託しておりますが、これに係る情報は総務部が把握・管理しております。

3. 決算情報

経理部が把握・管理しております。

別途、IR推進委員会を設置し、さらなる情報の共有化や法令等の理解および知識向上等に努めております。そのメンバーは、委員長を取締役から、委員を経営企画室、総務部、経理部の役職者から選任しております。有価証券報告書、四半期報告書、決算短信の作成・開示にあたっては定期的に、決定事実、発生事実の開示にあたっては、そのつど会合を開き、対応しております。

【添付資料 1】コーポレートガバナンス体制模式図



【添付資料2】適時開示体制模式図

